

大田区内共通商品券取扱規定

大田区商店街振興組合連合会

1. 商品券の名称	大田区内共通商品券（プレミアム付・大田区内共通商品券の取扱は別規定に基づく）
2. 発行団体	大田区商店街振興組合連合会
3. 発行日	随時
4. 有効期間	発行日より5年
5. 換金期間	随時
6. 発行券	500円券、1,000円券
7. 取扱店資格	区内で営業している小売店・飲食店・サービス業等で大田区商店街連合会に加盟する商店街の会員、または大田区商店街連合会に直接加盟する事業所
8. 換金手数料	無料
9. 換金方法	指定金融機関の窓口において、商品券換金申込書に必要事項を記入し、使用済商品券（裏面に店名記載）を添えて提出し、取扱店指定口座への入金を依頼します。金融機関の確認後、口座へ入金します。
10. 利用不可商品	①換金性があり、広域的に流通しうるもの （商品券、ビール券、図書券、切手、官製ハガキ、印紙等） ②土地購入、家屋購入、建物新增改築にかかるもの ③国、地方公共団体への支払い ④公共料金の支払い ⑤事業活動に伴う仕入にかかるもの ⑥「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかるもの
11. つり銭	本商品券はお釣りが出ます。（～平成27年度発行分）
12. 取扱店申込方法	「区内共通商品券取扱申込書」に必要事項を記入のうえ、大田区商店街振興組合連合会までお申込ください。
13. 取扱申込期間	随時
14. その他	取扱店にご登録いただいた事業所様には、取扱店登録証明カード、ステッカー等をお渡しします。
15. お問い合わせ	大田区商店街振興組合連合会 〒144-0035 東京都大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ内 TEL：03-3734-8500 FAX：03-3730-0800